

MSP サービスの契約保証期間に応じた割引約款

第1章 総則

第1条(通則)

1. この約款は、株式会社ネットアシスト(以下「当社」という)が提供する「MSP サービス」の、利用契約を締結した者・事業者(以下「利用者」という)が、MSP サービスの利用期間を保証することにより、その期間(以下「利用保証期間」という)に応じて既定の MSP サービス利用料(以下「利用料」という)から割引(以下「期間割引」という)を適用されるために必要な事項を定めます。

第2条(適用条件)

利用者は期間割引を適用されるにあたり、当社 MSP サービスの利用契約を締結・更新する際に、契約プランと数量(以下「契約内容」という)を、一定期間継続して利用することを保証します。

第3条(割引額の決定)

1. 利用料の割引率は、利用者が保証する利用保証期間に応じて、当社の規定により決定されます。
2. 割引率・割引額は契約書もしくは注文書、納品書に明記され利用者に通知されます。

第4条(割引の適用)

1. 当社は、当社のサービス料金表において定められた価格(以下「定価」という)より、前条1項にて決定された割引率から算出した割引額を差し引いた金額を、利用料として利用者に請求するものとします。
2. 利用保証期間に契約内容に変更があった場合、当月の割引率・割引額は日割り計算で算出し、次月からの割引率・割引額は前条1項に基づいて新たに算出するものとします。

第5条(割引適用の開始時期)

1. 当社は、利用者からの期間割引の申込みを受理した月より、期間割引を適用した利用料を、利用者に請求するものとします。

第6条(割引の更新)

1. 利用期間が利用保証期間を経過した場合、利用者は新たに利用保証期間を設けて利用契約を更新することで、期間割引率を変更することができます。
2. 利用者が前項に則して利用契約の更新を行わなかった場合、それまでの利用料の割引率は据え置かれ、利用保証期間を満了したまま、利用者は利用契約を継続するものとします。

第7条(利用保証期間内の解約)

1. 利用者は、利用保証期間内に契約内容の変更・解約を希望する場合、期間割引は解除され、それまで期間割引の適用によって定価から割引かれた利用料相当額を、利用契約終了月末までに返金するものとします。

第 8 条(約款の変更)

1. 当社が、この約款において定められた割引適用および割引率、利用者の利用料に関わる内容を変更する場合、変更が適用される 1 ヶ月以上前に利用者に通知を行うものとします。
2. 利用者に対する通知は、利用者があらかじめ指定したメールアドレス宛に電子メールを送信する、もしくは弊社ホームページ(<https://www.netassist.ne.jp/>)に掲載する方法にて行うものとします。

附 則

この約款は平成 28 年 4 月 1 日より適用されます。